



業務災害補償プラン

ビジネスJネクスト（業務災害補償保険）

業務災害リスクから事業者と従業員を守る

最大
58%
割引*

- 加入申込期間：加入始期日の前月末まで
- 加入期間：2025年4月1日午後4時～1年間
(保険期間) 以降毎月1日(2026年3月1日まで)午後4時～1年間

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合があります。)

全国中小企業団体中央会

<https://www.chuokai.or.jp/>



補償金の早期支払い

業務中に従業員がケガ等を被った場合、補償金はできるだけ早期に支払うことが重要です。



事業者を守る! 「高額な賠償金」への備え

業務災害で従業員が死亡した場合や重い後遺障害を負った場合などは、事業者が支払う賠償金は高額になります。

■たとえば、一家の大黒柱が死亡し、訴訟となった場合

試算条件 30才／男性／年収約500万円(月例給与30万円、賞与約5ヶ月)／被扶養者2名(配偶者・子1名)

【計算例】

1 逸失利益

被災しなければ得られたであろう
将来の収入金額

約7,760万円

$$\text{収入金額(年収)} \quad [500\text{万円}] \times [1 - \text{生活費控除率}^{(*)1} \quad 30\%] \times \text{ライフニット係数}^{(*)2} \quad 22.167$$



約9,960万円
は企業の自己負担!

(*)1 被災者が一家の大黒柱(被扶養者2名)の場合の控除率
(*)2 就労可能年数を37年間とした場合の係数
(2024年7月現在)

2 慰謝料

遺族や本人の精神的苦痛に対する損害

約2,800万円

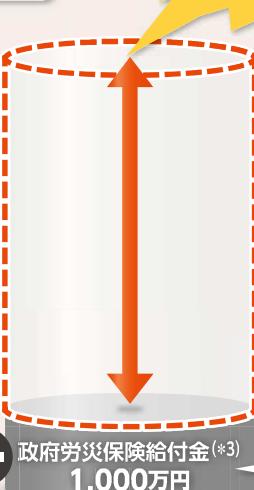
[被災者が一家の大黒柱であった場合の金額]

3 葬祭費用等

被災したことにより、支出を余儀なくされた費用

約400万円

[治療関係費用、葬祭関係費用、弁護士費用など]



遺族補償年金前払一時金

1,000万円

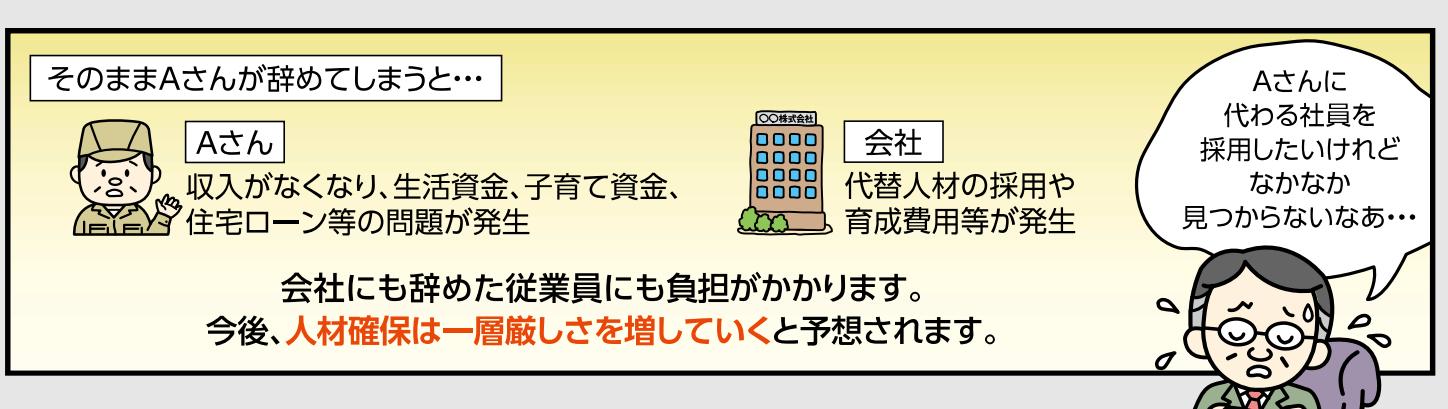
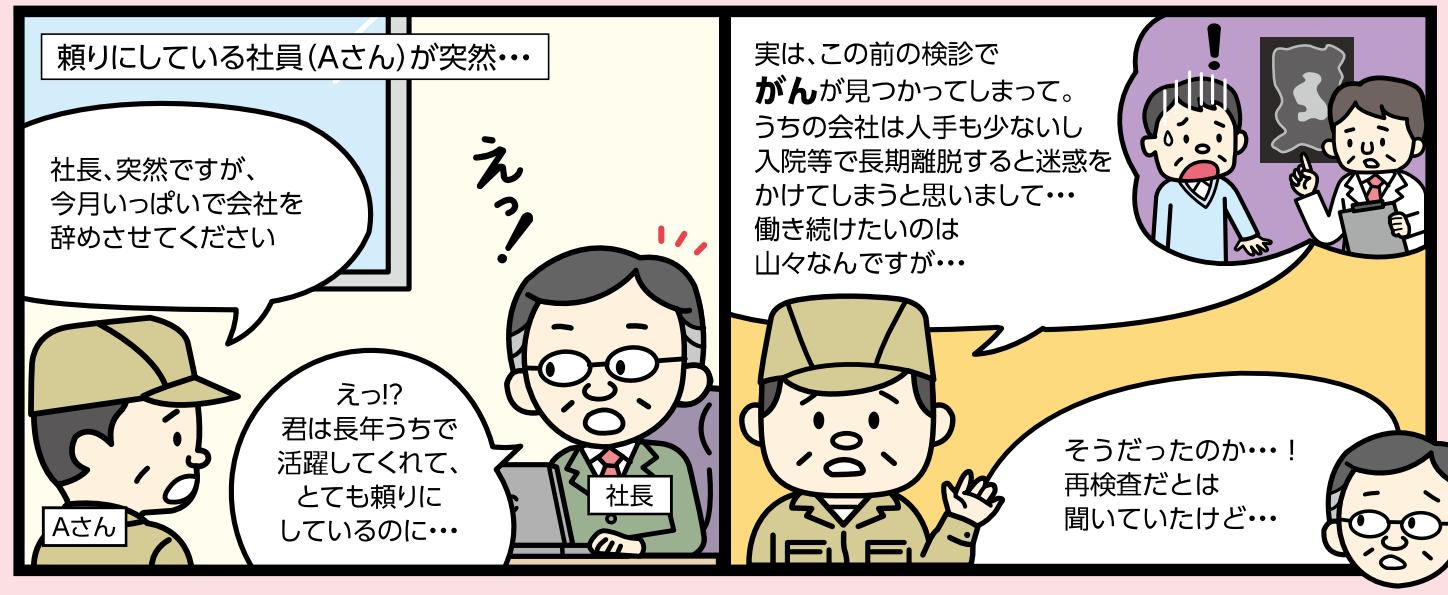
[給付基礎日額 × 1,000日分]
1万円

(*)3 政府労災保険の遺族補償年金は、一時金での給付を選択した場合、この給付された一時金を賠償額から差し引くことができます。



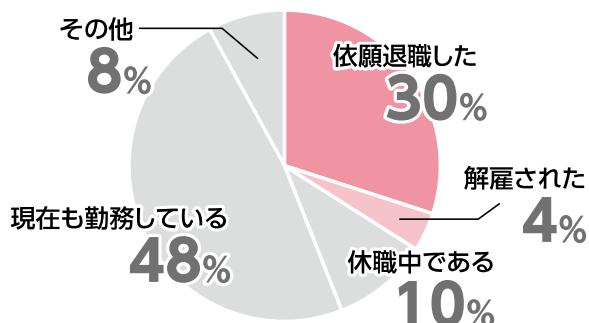
業務災害補償プランは、業務災害等発生時に貴社が支出する費用等をしっかり補償します!

大切な従業員が病気になってしまったら…? 福利 従業員の治療と仕事の両立をサポート



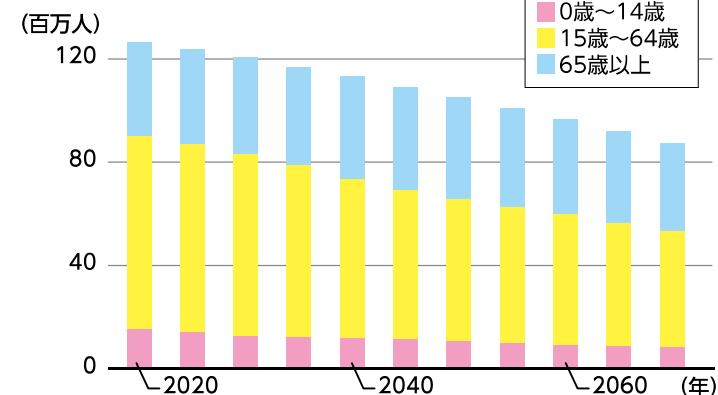
がんになった約3人に1人が離職してしまう 労働人口は今後ますます減少していく

■がん患者の離職率



出典: 静岡がんセンター「がんの社会学」研究グループ
2013 がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査

■人口推移予測



「日本の将来推計人口(令和5年推計)」国立社会保障・人口問題研究所
(https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp)を加工して作成

補償の概要

お客様のニーズに対応した2つのプランと充実のオプション

基本の補償

業務上の災害について、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします^(*)1)

W ワイドプラン

B ベーシックプラン

従業員・遺族のための補償

業務中の事故で従業員等が死亡したら…



死亡補償保険金

業務中の事故で従業員等に後遺障害が残ったら…



後遺障害補償保険金

業務中の事故で従業員等が入院したら…



入院補償保険金

業務中の事故で従業員等が手術を受けたら…



手術補償保険金

業務中の事故で従業員等が通院したら…



通院補償保険金

従業員等やその遺族から、業務が原因のケガや病気で訴えられたら…



使用者賠償責任補償特約^(*)1)

業務が原因または原因だと思われる従業員等のケガ等の再発を防止するため、専門家に相談するなら…



コンサルティング費用補償特約

業務中の事故等により、従業員等の葬儀費用や搜索費用等が必要になったら…



事業者費用補償^{ベーシック・実損型}^{ワイド・実損型}特約

従業員等にハラスメント等で訴えられたら…



雇用慣行賠償責任補償特約

(*)1)事業者費用補償(ベーシック/ワイド・実損型)特約の「精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用」等、一部の補償については政府労災保険の認定が必要です。また、「使用者賠償責任補償特約」については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

(*)2)ワイド・実損型とベーシック・実損型で補償範囲が異なります。ワイド・実損型では、従業員等の身体障害や「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する損害賠償請求等に基づき事業者が負担した各種費用を補償します。ベーシック・実損型では、従業員等の身体障害により死亡補償保険金・後遺障害補償保険金をお支払いする場合および精神障害により休職した場合に限り、事業者が負担した各種費用を補償します。

補償(特約)を任意に
セットできる
「フリープラン」も
あります。



補償で、業務災害等の際のお役に立ちます。



オプション補償

基本の補償にセットすることで、お客様のニーズに合わせた補償ができます。

業務外の事故も
補償したいときは…



W B

フルタイム補償特約 (*4)



従業員等が就業不能に
なったときは…

W B

**休業補償保険金
支払特約**



従業員等が八大疾病や
精神障害の発病または
親族の介護のために休職したときは…
**特定疾病(八大疾病および精神障害)・
介護休業時対応費用補償特約** (*5)

W B



従業員等の長期入院を
サポートしたいときは…

W B

長期療養補償保険金支払特約



従業員等が病気になり治療費が必要になったときは…

W B

疾病補償(医療費用実損型)特約／疾病補償(入院日額型)特約



従業員等の入院を伴わない
がん治療を補償したいときは…

がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約

従業員の育児休業取得を
支援したいときは…

出産・育児休業支援費用補償特約



貴社が従業員等に対して補償金を支払う前に、保険金の支払いを引受保険会社に請求したいときは…

保険金の請求に関する特約

W B

(*3)「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされたご加入には、「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」については9ページをご覧ください。

(*4)補償対象者が「記名被保険者の事業主または役員」の場合のみセットできます。

(*5)八大疾病とは、悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性脾炎をいいます。

(注)すべてのご加入に「業務災害補償保険追加特約」、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」、「サイバーアイシーデント補償特約」、「職業性疾病補償特約」、「死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約」、「使用者賠償責任補償特約」、「コンサルティング費用補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払いについて

オプション補償

すべてのプランにセット可能な特約

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金の額)												
特定疾病(八大疾病 および精神障害)・ 介護休業時対応 費用補償特約 	<p>次のいずれかの事象により、補償対象者が保険期間中に休業を開始し、連続して休業した期間が31日以上となった場合に、記名被保険者が負担した費用^(*)を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、補償対象者1名につき、補償期間中100万円を限度とします。</p> <p>①補償対象者が、八大疾病(がん(上皮内新生物を含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膀胱炎)または精神障害を発病した場合 ②補償対象者が、対象親族の介護のために介護休業を取得した場合 (*)その補償対象者に対する社会保険料、またはその補償対象者が職場復帰するための職場環境整備費用等、その額および使途が社会通念上妥当な費用とします。</p> <p>ご加入条件</p> <p>ご加入いただけるのは売上高が3,000万円以上の場合に限ります。 加えて、補償対象者が記名被保険者の「役員・従業員全員」または「従業員全員」の場合に限ります。</p>												
入院時一時補償 保険金支払特約 	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院補償保険金が支払われる場合で、かつ、2日以上入院したとき</p> <p>お支払いする保険金の額</p> <p>1回の事故につき補償対象者1名ごとに、入院時一時補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p>												
長期療養補償 保険金支払特約 	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として入院した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>①入院等の状態に該当した日数が60日を超えていていること ②入院等の状態に該当した日数が120日を超えていていること</p> <p>お支払いする保険金の額</p> <p>1回の事故につき補償対象者1名ごとに、それぞれ次の額を限度に保険金をお支払いします。 (a)上記「保険金をお支払いする場合」①に該当した場合は長期療養補償保険金支払限度額 (b)上記「保険金をお支払いする場合」②に該当した場合は長期療養補償保険金支払限度額</p>												
保険金の請求に 関する特約 	<p>記名被保険者が補償対象者に対して補償金を支払う前に、保険金^(*)の支払いを引受保険会社に請求することができる特約です。なお、この特約をセットしていたく際、ご加入時に、記名被保険者および補償対象者代表の方から「業務災害補償保険契約の締結等に関する確認書」をご提出いただく必要があります。</p> <p>(*)次の①～⑪の特約の規定により支払われる保険金をいいます。</p> <table border="0"> <tr> <td>①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約</td> <td>⑦長期療養補償保険金支払特約</td> </tr> <tr> <td>②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約</td> <td>⑧休業補償保険金支払特約</td> </tr> <tr> <td>③通院補償保険金支払特約</td> <td>⑨特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金」補償特約</td> </tr> <tr> <td>④傷害医療費用補償保険金支払特約</td> <td>⑩疾病補償(医療費用実損型)特約</td> </tr> <tr> <td>⑤入院時一時補償保険金支払特約</td> <td>⑪疾病補償(入院日額型)特約</td> </tr> <tr> <td>⑥退院時一時補償保険金支払特約</td> <td></td> </tr> </table>	①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約	⑦長期療養補償保険金支払特約	②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約	⑧休業補償保険金支払特約	③通院補償保険金支払特約	⑨特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金」補償特約	④傷害医療費用補償保険金支払特約	⑩疾病補償(医療費用実損型)特約	⑤入院時一時補償保険金支払特約	⑪疾病補償(入院日額型)特約	⑥退院時一時補償保険金支払特約	
①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約	⑦長期療養補償保険金支払特約												
②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約	⑧休業補償保険金支払特約												
③通院補償保険金支払特約	⑨特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金」補償特約												
④傷害医療費用補償保険金支払特約	⑩疾病補償(医療費用実損型)特約												
⑤入院時一時補償保険金支払特約	⑪疾病補償(入院日額型)特約												
⑥退院時一時補償保険金支払特約													
被災労働者支援 費用補償特約 <p>(注)この特約は、「事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約」または「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされたご加入のみセットできます。</p>	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または就業不能となった場合に、記名被保険者が負担した費用^(*)を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、1回の事故につき補償対象者1名ごとに、100万円を限度とします。</p> <p>(*)その補償対象者や対象親族の交通費、または宿泊施設の客室料等で、その額および使途が社会通念上妥当な費用とします。</p>												

主なメリット

業務災害補償プランの主なメリット

メリット1

44%割引^{*1}+リスク診断割引 0~25%^{*2}
最大58%割引



*1 被保険者数割引(20%)、損害率による割引(30%)が適用されます。

*2 引受保険会社所定の告知事項にご回答いただいたことにより、
最大25%まで割引が適用されます。

メリット2

スピーディーな保険金支払い!

事故発生!

労災認定とは別に

保険金をお支払い!

メリット3

経営事項審査の加点対象

(2024年12月時点)

経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、「労働福祉の状況(W1)」において15ポイントの加点評価が得られます。

(注1)死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をともに補償すること等、所定の要件を満たすことが必要です。

(注2)自動車搭乗中補償対象外特約をセットした場合、経営事項審査の加点対象外となる可能性があります。

メリット4

充実した付帯サービス!

人事・労務相談デスク

メンタルヘルスサポート

法律・税務・人事労務相談

貴社の人事・労務に関するお悩みにお答えする充実の付帯サービスです。メンタルヘルスに関わる人材マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。

ストレスチェック支援サービス

貴社における「ストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための検査)」実施のためのWEB環境(受検～結果出力)を無料で提供します。

詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

付帯サービスのご説明

人事・労務相談デスク

(注1)すべてのご加入に付帯されるサービスです。

(注2)このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディーにお答えします。従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。(電話相談無料)



メンタルヘルスサポート

[受付時間] 平日 10:00~17:00

(土日・祝日および年末年始を除きます)

マネジメント サポート

EAPコンサルタント^(*)が人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーション サポート

EAPコンサルタント^(*)が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰 サポート

EAPコンサルタント^(*)が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

メンタルヘルス オプションサービス (有償)

その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行っています。

(*)EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

法律・税務・人事労務相談

[受付時間] 平日 10:00~17:00

(土日・祝日および年末年始を除きます)

法律相談 (予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。

税務相談 (予約制)

税理士が、会社経営や事業承継のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。

人事労務相談 (予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。

職場におけるハラスメント対策、問題などの相談についても、社会保険労務士、弁護士がお答えします。



ストレスチェック支援サービス

(注)すべてのご加入に付帯されるサービスです。

ストレスチェックサービスの対象とする従業員等に関して、使用者賠償責任補償特約による補償の対象となっていることが必要です。

厚生労働省が推奨する、57項目に準拠したストレスチェックをWEBで実施できるサービスです。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。(無料)

本サービスは、必ず、労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの実施者^(*)」のもとでご利用いただく必要があります。

(*)医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士または公認心理師をいいます。

ご注意

- [人事・労務相談デスク]
 - ◆サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする普通保険約款・特約をご覧ください。
 - ◆お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
 - ◆海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- [ストレスチェック支援サービス]
 - ◆通信環境、ブラウザ、セキュリティなどの環境や保険契約の条件により、本サービスをご利用いただけない場合があります。
 - ◆サービスの詳細はチラシ・提案書等をご覧ください。
- [共通]
 - ◆各サービスは、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ◆各サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。

弁護士が解説

TM I 総合法律事務所 パートナー弁護士 大寄 将史

2008年弁護士登録、米国留学・勤務を経て2015年ニューヨーク州弁護士登録。団体交渉や過労死をめぐる労災裁判、ハラスメントをめぐる労働審判など、使用者側代理人として数多くの労働事件を取り扱う。主な著書として「労働時間の法律相談」(青林書院)など。

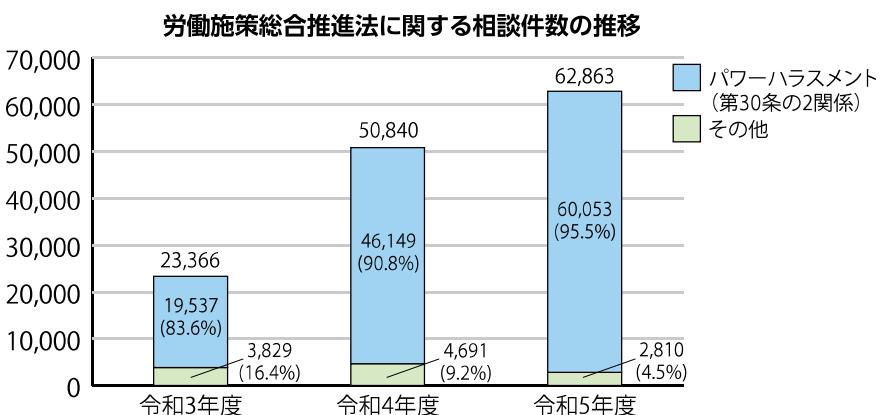


企業経営と労務リスク～ハラスメント問題～

「ハラスメント」という言葉を聞かない日はないというくらいに、昨今はハラスメント問題が一般化しています。2022年4月からは、中小企業においても「パワーハラスメント防止法(改正労働施策総合推進法)」に基づくパワーハラスメント防止措置などが義務化されました。職場のハラスメント問題について、TM I 総合法律事務所の大寄将史弁護士に解説いただきます。

増加するハラスメント問題

厚生労働省の集計によれば、令和5年度の労働施策総合推進法に関する相談件数の中で、「パワーハラスメント」が60,053件となり、前年の令和4年度から約1.3倍に増加しています。



(厚生労働省「令和5年度雇用環境・均等部(室)における雇用均等関係法令の施行状況」より)

ハラスメントの法的責任

ハラスメントによって、労働者の生命・身体・人格的利益等を違法に侵害した場合には、加害者である個人(上司など)は民事上の不法行為責任(民法709条)を負います。また、加害者個人を雇用している使用者(会社)も、使用者責任(民法715条1項)や労働契約上の安全配慮義務違反(労働契約法5条、民法415条)等の責任を問われる可能性があります。

そして、加害者個人や使用者が上記の責任を負う場合には、被害者である労働者に対しその損害を賠償しなければなりません。労働者の「損害」としては、精神的苦痛に対する慰謝料だけでなく、当該労働者が精神・身体に不調を来して働くことになった場合の休業損害や逸失利益、治療費等も含まれます。特に被害者が自殺に至った場合には、賠償すべき金額が相当高額になるケースもあります。

その他、加害者個人は、使用者から懲戒処分を受けることがあるほか、暴力行為や脅迫行為等に及んだ場合は刑事责任を問われることもあります。

高額賠償の事例

パワーハラスメントの裁判例においては、上司から、約半年間にわたり、「毎日同じことを言う身にもなれ」「相手にするだけ時間の無駄」「死んでしまえばいい」「辞めればいい」などといった発言を受けていた部下が自殺に至った事案において、会社(従業員約40名、資本金1,000万円)及び上司に、約7,260万円の損害賠償が命じられたケースもあります。

このように、不幸にして重大な結果に至ってしまった場合には、損害賠償額も高額となってしまいます。

企業の対策

昔は問題として表面化していなかったようなハラスメントであっても、時代の変化に伴い、今は大きな問題として取り上げられることが増えてきました。特にSNSなどで情報が拡散し、ひとたび「ブラック企業」などというレッテルが貼られてしまうと、会社にとっては死活問題です。時代の変化に対応し、ハラスメント問題に真剣に取り組むべき時が来ているといえるでしょう。

ハラスメントを予防する観点からは、①トップのメッセージ、②社内のルール作り、③社内の実態の的確な把握、④社員への教育研修、⑤会社としての方針の周知徹底が重要となります。

ハラスメントが起きてしまった場合の事後対応においては、①被害者が安心して相談できる体制の整備と、②会社の実態に即した再発防止策の検討が重要となります。会社の事後対応の適切さ如何で、紛争が拡大する場合もあれば収束する場合もありますので、会社としては慎重に対応する必要があります。パワーハラスメント防止法も施行されるなど、今後ハラスメントに対する従業員や社会全体の意識がさらに高まることが想定されるため、セクハラや妊娠・出産・育児休業等に対するものを含め各種ハラスメントに対し、十分に対策を検討しましょう。

MEMO

Q & A よくあるご質問についてお答えします。



職場の安全衛生活動に力を入れて
いるのですが、
保険料は安くなりますか。



はい。安全管理等に応じた割引制度をご用意しております。

引受保険会社所定の告知事項申告書等に記載された質問事項にご回答いただくことにより、最大25%までの割引率が適用されます。



業務災害補償プランは
経営事項審査の加点対象に
なりますか。



はい。建設業は経営事項審査で、15ポイントの加点評価が得られます。

(注)死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をセットすること等、所定の要件を満たす
ことが必要です。

加入期間(保険期間)と加入申込締切日

加入期間(保険期間) : 2025年4月1日午後4時~1年間

以降毎月1日(2026年3月1日まで)午後4時~1年間

お申込締切日 : 加入始期日の前月末日

Check!

- 保険料の払込方法 保険料はご指定の預金口座から毎月23日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に引き落とさせていただきます。
- 第1回保険料振替日 加入始期翌々月の23日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
- 制度維持費について ご加入者毎に制度維持費として保険料とは別に、保険契約者である全国中小企業団体中央会に月々500円をお支払いいただきます。



中堅・中小企業向けの情報提供サイトです。
各種セミナーやビジネスニュース等、経営課題の
解決に役立つ情報をお届けし、中堅・中小企業の
皆さまを応援します。

以下よりアクセスください。



<https://mscompass.ms-ins.com>

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277** (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起きた場合 遅滞なくご加入の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター **0120-258-189** (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただき、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **0570-022-808** 「ナビダイヤル
そんぽADRセンター」
〔全国共通・通話料有料〕

- 受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

引受保険会社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<https://www.ms-ins.com>

[引受保険会社] 三井住友海上火災保険株式会社

<ご連絡先>

■ 代理店・扱者 ■

■ 中央会名 ■